

第二十一 特別清算に関する登記

一 保全処分の登記 750

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 会社特別清算の保全処分 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分

(注) 保全処分が会社財産又は発起人等の財産に対してされた場合である。

二 保全処分の変更の登記 751

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所 (支部) 変更 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定

(注) 1 保全処分の変更の登記は主登記によってする。
2 変更前の禁止事項を抹消する記号 (下線) を記録する。

三 保全処分の登記の抹消

1 保全処分の取消しの場合 752

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日取消

(注) 保全処分の登記を抹消する記号 (下線) を記録する。

2 特別清算開始の取消しの場合 753

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特別清算開始取消

(注) 保全処分の登記を抹消する記号 (下線) を記録する。

3 特別清算の終結の場合 754

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日特別清算終結

(注) 保全処分の登記を抹消する記号 (下線) を記録する。

第二十二 民事再生に関する登記

一 保全処分の登記

1 再生債務者の財産に対する保全処分 755

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項

何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 再生債務者財産保全の仮差押（又は仮処分） 命令 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
---	------	-----------------	--

2 法人である再生債務者の理事，取締役，監事，監査役，清算人又はこれらに準ずる者（以下「役員等」という。）の財産に対する保全処分 756

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 再生債務者役員財産保全の仮差押（又は仮処分）命令 (事項一部省略)

二 保全処分の登記の変更又は抹消

1 保全処分の登記の変更 757

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	何番保全処分変更	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 変更 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定

(注) 1 保全処分の変更の登記は主登記によってする。
2 変更前の禁止事項を抹消する記号（下線）を記録する。

2 保全処分の登記の抹消

(一) 保全処分の取消しの場合 758

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 取消

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

(二) 再生手続開始の申立てが取り下げられたとき 759

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	<u>(事項省略)</u>
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 再生手続開始申立取下

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

(三) 再生債務者財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の決定がされたとき又は再生手続開始の申立てを棄却する決定がされたとき 760

権 利 部 （甲区） （所有権に関する事項）			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
何	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	<u>(事項省略)</u>

何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 再生手続開始（又は再生手続開始申立棄却）
---	----------	-----------------	-------------------------

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

(四) 役員等の財産に対する保全処分があった場合において、再生手続開始の申立てを棄却する決定が確定したとき 761

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	<u>(事項省略)</u>
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 再生手続開始申立棄却

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

(五) 役員等の財産に対する保全処分があった場合において、再生手続開始の決定を取り消す決定の確定、再生計画不認可の決定の確定、再生手続終結の決定、再生計画取消しの決定の確定、又は再生手続廃止の決定の確定により再生手続が終了したとき 762

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	<u>(事項省略)</u>
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 再生手続開始取消（、再生計画不認可、再生手続終結、再生計画取消又は再生手続廃止）

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

三 再生手続において効力を失う保全処分等に関する登記

1 特別清算手続における保全処分の登記の抹消 763

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
何	何番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続開始

(注) 保全処分の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2 1により抹消された保全処分の登記の回復 764

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	<u>保全処分</u>	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分
	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所（支部） 会社特別清算の保全処分 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、賃借権の設定 その他一切の処分 平成何年何月何日登記
3	2番保全処分抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続開始

4	2番保全処分回復	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続開始取消
---	----------	-----------------	---------------------

(注) 保全処分の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

3 破産手続開始の登記の抹消 765

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番破産手続開始登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生計画認可

(注) 破産手続開始の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

四 再生手続終結等の登記

1 再生手続終結又は再生手続廃止 766

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	再生手続終結(又は再生手続廃止)	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続終結(又は再生手続廃止)

2 再生計画の取消し 767

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	再生計画取消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生計画取消

五 否認の登記

1 登記の原因である行為の否認の場合 768

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番所有権移転登記原因の民事再生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日判決(又は決定)

(注) 所有権以外の権利の登記の登記原因である行為の否認の場合の登記の記録は、この記録例に準ずる。

2 登記の否認の場合 769

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番抵当権設定登記の民事再生法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日判決(又は決定)

(注) 所有権の移転の登記等の登記の否認の登記の記録は、この記録例に準ずる。

六 否認の登記の抹消

1 再生計画認可の決定の確定の前に再生手続が終了した場合 770

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番否認登記抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続開始取消(、再生計画不認可又は再生手続廃止)

(注) 否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

2 職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合 771

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
3	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
4	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 乙 某
5	4番所有権登記名義人乙某に対する 3番所有権移転登記原因の民事再生 法による否認	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日判決（又は決定）
6	4番、3番所有権、5番否認登記抹 消	余 白	平成何年何月何日売買により民事再生法第13 条第2項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何 某

(注) 順位5番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

3 職権により所有権の移転の登記をする場合 772

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
2	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
3	所有権移転	平成21年2月6日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 何 某
4	3番所有権移転登記原因の民事再生 法による否認	平成21年4月6日 第何号	原因 平成何年何月何日判決（又は決定）
5	4番否認登記抹消	余 白	平成何年何月何日売買により民事再生法第13 条第3項に基づき平成何年何月何日登記
6	所有権移転	余 白	所有者 何市何町何番地 甲 某 平成何年何月何日売買により民事再生法第13 条第3項に基づき平成何年何月何日登記
7	所有権移転	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 丙 某

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	抵当権設定	平成21年3月6日 第何号	原因 平成何年何月何日金銭消費貸借同日設定 債権額 金何万円 利息 年何% 損害金 年何% 債務者 何市何町何番地 乙 某 抵当権者 何市何町何番地 甲 某

(注) 順位4番の否認の登記を抹消する記号（下線）を記録する。

七 否認の効果が確定した場合(再生計画認可の決定の確定の後に再生手続が終了した場合)の登記

1 再生手続終結の決定がされたとき 773

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	再生手続終結	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続終結

2 再生計画認可の決定の確定後、再生手続の終了前に再生計画取消しの決定が確定したとき 774

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	再生計画取消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生計画取消

3 再生計画認可の決定の確定後に再生手続廃止の決定が確定したとき 775

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	再生手続廃止	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日再生手続廃止

八 担保権消滅の登記 776

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	何番抵当権抹消	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日民事再生法による担保権消滅

(注) 消滅する担保権の登記を抹消する記号(下線)を記録する。

第二十三 会社更生に関する登記

一 会社財産等の保全処分に関する登記

1 開始前会社の財産に対する保全処分 777

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所(支部)開始前会社財産保全の仮差押(又は仮処分)命令 禁止事項 譲渡、質権、抵当権、貸借権の設定 その他一切の処分

(注) 開始前会社(更生裁判所に更生事件が継続している株式会社であって、更生手続開始の決定がされていないもの)

2 開始前会社の取締役、執行役、監査役、発起人又は清算人(以下「役員」という。)の財産に対する保全処分 778

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
何	保全処分	平成何年何月何日 第何号	原因 平成何年何月何日何地方裁判所(支部)開始前会社(又は更生会社)役員財産保全の仮差押(又は仮処分)命令 (事項一部省略)